

## 入札説明書

本件入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

**1 件名** 生活応援臨時給付金給付業務委託

**2 仕様** 別紙 生活応援臨時給付金給付業務委託仕様書のとおり

**3 入札方法** 本件入札は、郵便入札の方法による。

郵便入札の方法は、別紙「郵便入札の手引き」を必ず参照すること。「郵便入札の手引き」による方法以外の方法で提出された入札書は無効とする。

**4 入札書記載金額**

(1) 入札書記載金額については、契約期間全体における総額を記載する。

(2) 落札決定にあたっては、入札書記載金額から非課税取引分を除いた額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に、非課税取引分を加算した金額をもって落札価格とする。そのため、入札者は、消費税に係る課税業であるか免税業者であるかを問わず、非課税取引に係る契約希望金額を課税取引に係る契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とを合算した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札金額の訂正は認めず、金額の訂正がなされた入札書は、無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印等による修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。

**5 値格内訳書作成時の留意点**

本件入札に係る価格内訳書を作成する際は、仕様書に指示があるとおり次の 2 つの費目は固定額で積算すること。

これらの 2 つの費目の額を増減させて積算し入札を行った場合は、その入札は無効とする。なお、この 2 つの費目の経費は、本件委託業務終了時に変更契約を締結し、受注者に実費額を支払う。

■ 固定額によって積算すべき費目及びその額

費目	積算時に用いる固定額
コールセンターに係る通話料	1,800,000 円
郵送に係る郵券代	19,160,000 円

**6 仕様書等に対する質問**

#### (1) 質問方法

本件に関する質問は、原則として市指定の質問書様式により、FAX又は電子メールで送信すること。なお、FAX又は電子メールの送信後は、確認のため、必ず下記の質問書送付先に電話連絡を行うこと。

市指定の質問書様式は、市ホームページ内「入札情報>2 一般競争入札公告等>制限付一般競争入札公告」に掲載するので、ダウンロードして使用すること。

#### (2) 質問書の送付先

会津若松市役所契約検査課

電話番号：0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413

契約検査課代表メールアドレス：[keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

#### (3) 質問期限

令和8年2月3日（火） 午後5時15分まで

#### (4) 質問に対する回答

後日、質問者に対してFAXで回答するとともに、当該質問及び回答の内容を市ホームページに掲載する。

※ 入札の前に必ず、質問の有無及びその回答内容について確認すること。

### 7 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2者以上いる場合は、くじ引きを行い落札候補者の順位を決定する。

当該入札をした者が開札に立ち会っている場合は、その者がくじを引き、立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 8 契約保証金について

契約締結後、落札者は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。契約保証金は、業務履行完了後に還付する。

ただし、「市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合」及び「過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を越った期間。）において地方公共団体等との同額程度の契約実績が2回以上ある場合」は、契約保証金の納付を免除することができる。

その場合には、市が求める書類（保険証券の写し又は実績報告書）を提出すること。

### 9 その他

(1) 市ホームページ掲載の会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）の規定について熟知のうえ、入札に参加すること。

(2) 入札日時点において、入札参加資格を有していない場合は、当該入札は無効となる。

入札参加資格の更新が遅れた場合は、有効期限が途切れるので十分注意すること。